

始良市 地域福祉活動計画

平成26年度～5ヶ年計画【31年度～暫定計画】

すべての人が住み慣れた場所でお互いを支え合い
助け合い安心して暮らせる福祉のまちづくり



平成31年3月

社会福祉法人始良市社会福祉協議会

第1章 地域福祉活動計画策定の概要



1 計画策定の背景

始良市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、すべての人が安心して健康でいきいきとその人らしい生活を送ることができ、誰もが困ったときお互いを支えあい、助け合うことができるまちづくり、市民一人ひとりのしあわせづくりをめざし、住民をはじめ行政や関係機関・団体等との協働による地域福祉を推進するための主体的な行動計画である地域福祉活動計画を策定するものです。

2 計画の目的

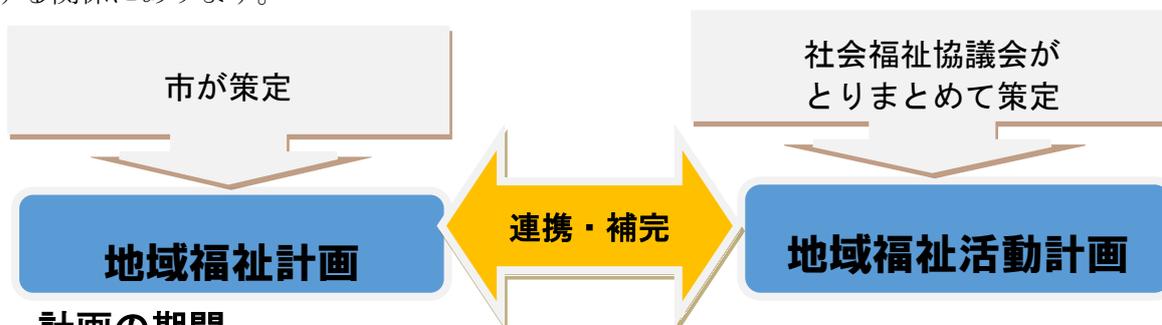
地域福祉活動計画の目的として、次の3点があげられます。

- ① 福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進する。
- ② 住民の福祉問題に対する理解や参加を促進する。
- ③ 住民の様々な要望や願いを福祉のまちづくりとして位置づけ、それを実現するためのソーシャルアクション機能を発揮させる。

3 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて地域住民をはじめ、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画であり、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉の推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的とし、地域住民等の参加により策定されるという2点について共通性を有するとともに、互いに連携・補完する関係にあります。



4 計画の期間

始良市地域福祉活動計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とし、平成31年度から第2次地域福祉活動計画策定までは暫定計画に基づき活動します。

第2章 基本理念と基本目標

第1次地域福祉活動計画（抜粋）

1 基本理念

基本理念は、今後、私たちに取り組んでいく福祉のまちづくりにおいて、共にめざしていく方向性を示すものです。基本理念の策定は、各分科会長、策定委員会委員長及び副委員長で構成する分科会長会において、それぞれの分科会で掲げた基本目標から共通する項目を抽出し、本計画に基づいた地域福祉活動を推進していくうえでの大きな柱となるよう協議し、次の4つを定めました。

I 市民が支える福祉活動の活性化

地域の身近な生活課題や公的サービスでは支えきれないニーズに対応していくために、市民一人一人が地域福祉の担い手として福祉活動に対する意識や認識を深め、ボランティア活動などの地域活動に積極的にかつ主体的に参加することで地域福祉活動の活性化をめざします。

II きめ細やかな福祉情報の発信

市民の誰もが必要な福祉情報を的確に取得できるよう、多様な情報発信媒体の活用と情報のネットワーク化を図り、適切でわかりやすい情報の発信と福祉活動の啓発、広報活動の強化をめざします。

III 地域に根ざした見守り・支えあいのネットワークの構築

地域の強みを活かし、弱みを補完し、相互に連携することで、より効果的に課題に対応していくことができます。地域住民をはじめ福祉、保健等、さまざまな活動の実施主体が共に連携しながら、地域に根ざした見守り・支えあいのネットワークを構築し、だれもが住み慣れた場所で安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざします。

IV 地域を拠点としての社協の機能強化

社協は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、支援など、地域住民との協働による地域に密着した福祉活動を始良市と連携しながら推進していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、各分野における基本目標を次のとおり定めます。

I 「子ども・子育て」に関する分野

- 1 家庭の教育力の充実をすすめる
(子育ての基礎は家庭にある)
- 2 地域の子どもは地域が育てる
- 3 学校を中心とした三者連携をすすめる
(子育て基本条例を基にした関係機関の連携強化)
- 4 子育て支援体制の充実をすすめる
- 5 子育て相談の場を広げる

II 「障がい」に関する分野

- 1 気軽に集える交流の場づくり
- 2 効果的なネットワークと相談支援の体制づくり
- 3 社協職員の質の向上
- 4 障害者への理解と実態把握
- 5 情報の提供と地域の支え合い体制づくり
- 6 障がい福祉サービスの拠点づくり
- 7 障がい児を取り巻く環境の整備

III 「高齢者」に関する分野

- 1 老人クラブ等への参加率を上げる
(サロン・自治会など)
- 2 高齢者世帯と地域とのつながりを深める
- 3 高齢者世帯にわかりやすい情報伝達をする
- 4 地域で認知症高齢者を支える
- 5 高齢者の移動手段の確保と安全対策をする
(買い物支援・生活支援)

IV 「地域」に関する分野

- 1 情報発信の充実に努める
- 2 防災意識啓発と災害支援システムの構築を進める
- 3 地域福祉活動への積極的参加
- 4 情報交換や見守り活動の積極的な支援
- 5 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

新規

第3章 計画の内容

1 「子ども・子育て」に関する分野

基本目標1 家庭の教育力の充実をすすめる

(子育ての基礎は家庭にある)

- (1) 子育てについての情報を得る機会を増やす
- (2) 「食」を通じたふれあい・交流
- (3) 親子のふれあい
- (4) ふれあいの原点はあいさつ
- (5) 遊び=ふれあい

基本目標2 地域の子どもは地域が育てる

- (1) 子どもも大人も地域で助け合う(地域の課題は地域で解決)
- (2) さまざまな行事を行う

基本目標3 学校を中心とした三者連携をすすめる

(子育て基本条例を基に関係機関の連携強化)

- (1) 情報をすばやく届ける
- (2) いじめ、不登校などに対する相談
- (3) 子育てや生活面でのサポート役を周知させる

基本目標4 子育て支援体制の充実をすすめる

- (1) 親子にとって癒しとなるサークル・サロン作り
- (2) 子育て支援体制の強化
- (3) 障がいへの理解を深めよう

基本目標5 子育て相談の場を広げる

- (1) ワンストップの相談窓口を開設



2 「障がい」に関する分野

基本目標1 気軽に集える交流の場づくり

- (1) 当事者同士が集まり、交流することで、仲間づくり、情報の共有を図る
- (2) 住民の福祉に対する理解と関心を深める

基本目標2 効果的なネットワークと相談支援の体制づくり

- (1) 関係機関とのネットワークの構築
- (2) 支援窓口の一本化
- (3) 相談員の質の向上をはじめ、相談支援の体制づくりを行う

基本目標3 社協職員の質の向上

- (1) 職員の資質向上を図り、住民サービスの向上につなげる
- (2) 社協の役割を改めて考え直し、障がい分野への関心を高める

基本目標4 障がい者への理解と実態把握

- (1) 自然と情報が入る支援体制を整備する
- (2) 関係機関が連携し情報の共有を図る
- (3) 障がい者への理解の促進

基本目標5 情報の提供と地域の支え合い体制づくり

- (1) わかりやすい情報発信を行い、情報の共有を図る
- (2) 災害時に住民同士が支え合える地域づくりをすすめる

基本目標6 障がい福祉サービスの拠点づくり

- (1) すべての人が住みよいまちづくりの推進
- (2) 総合的な福祉センターとして充実した福祉サービスの提供と社協事務所の整備

基本目標7 障がい児を取り巻く環境の整備

- (1) 障がい児、親が安心して生活できる環境づくりをすすめる
- (2) 関係団体の連携と公平な関係づくりをすすめる



3 「高齢者」に関する分野

基本目標1 老人クラブ、サロン、自治会などの参加率が上がるよう働きかける

- (1) わかりやすい情報の発信
- (2) 活動内容の紹介
- (3) 参加・交流の促進
- (4) わかりやすい愛称を考える

基本目標2 高齢者世帯と地域とのつながりを深める

- (1) 地域活動の伝達と参加率を高める
- (2) 文化活動や各種講座の周知
- (3) 高齢者の得意分野の引き出し

基本目標3 高齢者世帯にわかりやすい情報伝達をする

- (1) 情報の発信
- (2) 相談窓口の統一化を図る
- (3) 高齢者福祉窓口の提供

基本目標4 地域で認知症高齢者を支える

- (1) 認知症について学ぶ場の提供
- (2) 地域医療・介護を充実させる
- (3) 在宅での生活を支援する

基本目標5 高齢者の移動手段の確保と安全対策をする（買物支援・生活支援）

- (1) 移動手段の拡充
- (2) 交通ルールを学ぶ
- (3) 救急医療緊急キットの利用促進

4 「地域」に関する分野

基本目標1 社協の情報発信の充実に努める

- (1) 市民に解りやすく、親しみを持ってもらえる情報発信
- (2) 事業推進の拠点となる施設の設置

基本目標2 防災意識の啓発と災害支援システムの構築を進める

- (1) 防災訓練の実施を支援する
- (2) 自治会間、自治会と企業または福祉施設間とのサポート協定の締結への支援

基本目標 3 地域福祉活動への積極的参画

- (1) 住民座談会を開催する
- (2) 幅広い年代や団体、企業等が地域福祉活動に関わる機会を作る
- (3) 団体の活動に対する相互理解のための支援
- (4) 地域コミュニティ協議会立ち上げへの参画
- (5) 企業等による見守り活動の実施

基本目標 4 情報交換や見守り活動の積極的な支援

- (1) 情報交換や相談事ができる関係を築く
- (2) 見守り活動や支援活動の体制をつくり、情報の提供共有をしやすいとする
- (3) 当事者が困り事の内容や必要な支援について声をあげやすい雰囲気をつくる

基本目標 5 地域共生社会の実現に向けた体制づくりの支援

- (1) 生活支援体制整備事業の実施に取り組む
- (2) 生活困窮者自立支援制度について地域や行政、関係機関と連携をはかる



第4章 始良市社会福祉協議会のこれからの取り組み

社協活動検討会

社協活動検討会では、社協が地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営や目標を明確にし、その実現に向けた組織や事業等に関する具体的な取り組みを明示した社協発展・強化計画案を協議しました。さらに、各分科会で提案された事業等の中で、社協で取り組む事案も協議し、計画に盛り込みました。

1 理事会及び評議員会の活動

- (1) 理事会・評議員会の充実
- (2) 理事・評議員の研修の実施

2 事務局運営機能の充実

- (1) 計画的な職員の確保
- (2) 人材育成の強化
- (3) 広報活動の強化
- (4) 心配ごと相談の拡充

3 社協会費及び共同募金の拡充

- (1) 社協会員の拡大
- (2) 共同募金活動の拡充
- (3) 地区社協の統一をめざす

